

平成29年3月31日

株式会社 山陰合同銀行

人事制度の改定を実施

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、平成29年4月から人事制度を改定します。

1. 趣旨（概要）

能力・働きぶり・役割や責任をより重視した制度設計とするとともに、女性行員が多数を占めるエリア職と55歳以降のシニア層の活躍の場を拡大する。

2. 改定内容（概要）

（1）給与体系の見直し

A. 定例給与を変動する仕組みに改定

行員の定例給与を人事考課結果に応じて変動する仕組みに改定する。現行制度では、役席行員に支給している手当を人事考課結果に応じて変動する仕組みとしていたが、その仕組みを全行員に拡大する。

B. 役割や責任を反映させた手当の新設

役席行員の担当する職務の役割や責任を反映させた手当を新設する。

C. 扶養手当の新設

配偶者を対象に支給していた手当を廃止する一方で、子どもの養育・教育支援を目的に扶養手当を新設し従来より手当額を厚くする。なお、支給する子どもの人数に制限は設けない。

（2）エリア職の上位資格の新設

エリア職の上位資格を新設し昇格機会を増やし、キャリアアップ・モチベーションアップをはかる。

（3）コース転換ルールの変更

エリア職から総合職へのコース転換を年齢制限していたルールを撤廃する。

（4）シニア層の活躍の場の拡大

55歳以降も支店長・出張所長等の役職に就くことを可能とする。

3. 改定実施日

平成29年4月1日

以 上